

○社会福祉法人北九州市福祉事業団役員の報酬等に関する規則

昭和 53 年 12 月 12 日 規則第 8 号

社会福祉法人北九州市福祉事業団役員の報酬等に関する規則（昭和 51 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、社会福祉法人北九州市福祉事業団の役員（理事長、常務理事、理事及び監事）及び評議員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第 2 条 役員及び評議員については、業務に応じた報酬等を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

2 社会福祉法人北九州市福祉事業団又は北九州市の常勤職員を兼ねている者については、報酬を支給しない。

（報酬総額の決定）

第 3 条 社会福祉法人北九州市福祉事業団定款（以下「定款」という。）第 25 条第 1 項に定める全理事の報酬総額は、各年度 7,100,000 円以内とする。

2 定款第 25 条第 1 項に定める全監事の報酬総額は、各年度 477,000 円以内とする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第 4 条 別表第 1 に定める役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表第 1 に定める額を支給する。

(2) 通勤手当については、北九州市福祉事業団職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 14 条の規定に基づき、職員に準じて支給する。

(3) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、北九州市福祉事業団旅費規則（昭和 48 年 7 月 20 日規則第 11 号）（以下、「旅費規則」という。）に基づき、職員に準じて、交通費、日当及び宿泊料（以下「旅費」という。）を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第 5 条 別表第 2 に定める役員等（以下、「非常勤役員等」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表第 2 に定める額を支給する。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、職員に準じて、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 常勤役員に対する報酬は、その月分を職員の給与の支給日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 旅費については、職務のため出張をした都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があるときには、それを控除して支給する。

（報酬の日割計算）

第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

役員の報酬等に関する規則

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の常勤役員の報酬額については、給与規則第10条第4項に基づき、職員に準じて計算する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、前2項の規定に関わらず、その月まで報酬を支給する。

(公表)

第8条 社会福祉法人北九州市福祉事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

付 則 (昭和54年12月19日規則第3号)

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

付 則 (昭和55年9月12日規則第4号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則 (昭和55年12月18日規則第5号)

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

付 則 (昭和56年12月18日規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年12月16日規則第4号)

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

付 則 (昭和59年12月18日規則第6号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

付 則 (昭和60年12月19日規則第2号)

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

付 則 (昭和61年12月18日規則第4号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

付 則 (昭和62年12月21日規則第1号)

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

付 則 (昭和63年12月22日規則第4号)

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

付 則 (平成元年12月21日規則第4号)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月26日規則第5号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

付 則 (平成2年12月20日規則第8号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

付 則 (平成3年12月20日規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年12月21日規則第3号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則（平成5年12月21日規則第6号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成6年12月20日規則第7号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則（平成7年12月21日規則第5号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

付 則（平成8年12月20日規則第10号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則（平成9年12月22日規則第3号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成10年12月21日規則第6号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

付 則（平成13年3月28日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成13年4月1日（以下「施行日」という。）の前日に在職し、同日以後引き続き社会福祉法人北九州市福祉事業団役員の報酬等に関する規則の適用を受ける役員の退職手当については、なお従前の例による。

3 前項の役員の退職手当の計算に係る勤続期間については、施行日以降の勤続期間は含めないものとする。

付 則（平成14年3月28日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月28日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月30日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年4月1日の前日に在職し、同日以後引き続き社会福祉法人北九州市福祉事業団役員の報酬等に関する規則の適用を受ける役員の期末手当については、なお従前の例による。

3 前項の役員における改正後の別表の適用については、別表中「593, 000」とあるのは、「417, 500」とする。

付 則（平成17年3月30日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

役員の報酬等に関する規則

付 則（平成 19 年 7 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 10 月 18 日規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 5 月 28 日規則第 3 号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の社会福祉法人北九州市福祉事業団役員の報酬等に関する規則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 22 年 3 月 26 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 22 日規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 7 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 17 日規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 2 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月13日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年2月26日規則第5号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。